東栄町住宅リフォーム事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、町民が自己の居住する住宅を町内の施工業者を利用して修繕、補修の住宅リフォーム工事（以下「工事」という。）を行う場合に、その経費の一部を補助することにより町民の生活環境の質の向上に資するとともに、地域経済の活性化及び雇用の安定と確保に寄与することを目的とし、補助金の交付に関し、東栄町補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この補助金の補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）本町に住民票がある者

（２）町内に存する住宅の所有者であって当該住宅に居住している者

（３）世帯員のいずれもが、町税等の滞納がない者

（４）過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない者。又は過去に当事業の助成を受けた者で、第６条第１項及び第２項に規定する自己負担額の２０パーセントに相当する額が１０万円を満たなかった場合

（補助対象住宅）

第３条 補助の対象となる住宅は、補助対象者が所有し、自己の居住の用に供している町内に存する住宅とする。

２ 前項の規定にかかわらず、集合住宅等は補助対象者の専有部分のみを、店舗又は事務所との併用住宅（以下「併用住宅」という。）は住居部分のみを補助対象とする。

３ 第１項の規定にかかわらず、補助対象者が借家の住宅であっても所有者の承諾があれば補助の対象とすることができるものとする。

（補助対象工事）

第４条 補助対象となる工事は、町内に主たる事業所を有する法人又は個人の施工業者を利用し、第８条第２項の規定による補助金の交付決定後、当該年度内に着工し、同年度の３月末日までに当該事業を完了することができる次に掲げる工事とする。

（１）老朽化等による住宅の修繕、補修等のための工事

（２）壁紙の張替、屋根又は外壁の塗り替え等住宅の模様替え工事

（３）住宅への防犯機能の付与又は強化のための工事

（４）前項に掲げるもののほか、町長が補助対象として認める工事

（補助対象経費）

第５条 前条に規定する工事のうち補助対象になる経費は、総工事費から次に掲げる費用を除いた自己負担額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（１）土地購入費

（２）広告看板等の設置費用

（３）工事用機械又は工具等の購入に関する費用

（４）家具、家庭用電気機械器具等の購入費用

（５）前項に掲げるもののほか、町長が対象外と認める費用

（補助金の額）

第６条 町長は、予算の範囲内で補助対象者が補助の対象となる住宅について行う工事に要する前条に規定する自己負担額の２０パーセントに相当する額（当該２０パーセントに相当する額が１０万円を越えるときは１０万円とする。）を補助するものとする。この場合において、補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

２ 町長は、前項の規定にかかわらず、併用住宅の屋根、外壁等の居住部分の工事に当たって非居住部分を含めた建物全体の工事が必要であるときは、工事に要する前条に規定する自己負担額に居住部分の床面積を非居住部分を含めた建物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額の２０パーセントに相当する額（当該２０パーセントに相当する額が１０万円を越えるときは１０万円とする。）を補助するものとする。この場合において、補助金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

３ 前回の補助において、前項における補助金額が１０万円に満たなかった場合は、その差額を上限に達するまで補助をする。

（補助回数）

第７条 この交付要綱に規定する補助は、同一住宅及び同一人について、１回とする。ただし、前条の第１項及び前条の第２項の規定する自己負担額の２０パーセントに相当する額が１０万円を満たなかった場合はこの限りではない。

（交付申請及び交付決定）

第８条 この交付要綱による補助金の交付を受けようとする者は、東栄町住宅リフォーム事業補助金交付申請書（様式第１、以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）工事見積書の写し（工事明細内訳含む。）

（２）工事施行前の写真（日付入りで全体と部分的に撮影したもの）

（３）２条から５条の内容に相違ある場合の交付金取消について旨の書類

（４）前項に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

２ 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、東栄町住宅リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第２、以下「決定通知書」という。）により、補助の申請をした者に通知し、交付の決定があった場合に限り、着手できるものとする。

３ 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（申請事項の変更、取下げ及び承認）

第９条 前条第２項の規定により決定通知書により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について変更又は申請の取下げが生じた場合は、その事実が生じた日から１４日以内又は３月４日までに東栄町住宅リフォーム事業補助金交付変更・取下げ申請書（様式第３、以下「変更・取下げ書」という。）に前条第１項に掲げる書類のうち、変更又は取下げに係る必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額の変更を決定したときは、東栄町住宅リフォーム事業補助金交付変更・取下げ決定通知書（様式第４）によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

第１０条 町長は、必要があると認めるときは、工事の遂行状況に関し、補助決定者に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第１１条 補助決定者は、事業が完了したときは、当該年度の３月１８日までに、東栄町住宅リフォーム事業実績報告書（様式第５、以下「実績報告書」という。）に、次に掲げるものを添えて町長に提出しなければならない。

（１）工事代金領収書の写し（工事施工業者が原本証明をしたもの）

（２）工事完了後の工事施工箇所の写真

（３）前項に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

２ 町長は、前項の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助決定者に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

３ 町長は、前項の規定による実地調査の結果、工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう補助決定者を通じて工事施工業者に命じることができる。

（補助金の確定）

第１２条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、当該リフォームの状況、リフォームに要した経費等を審査して補助金の額を確定し、補助金の確 定通知書（様式第５）により、補助決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第１３条 補助決定者は、補助金の確定通知書を受理したのち、東栄町住宅リフォーム事業補助金請求書（様式第７、以下「補助金請求書」という。）をすみやかに町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による補助金請求書を受理したときは、すみやかに補助金を交付する。

（決定の取消し）

第１４条 町長は、補助決定者が次のいずれかに該当する揚合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（２）工事を承認なく変更し、又は中止したとき。

（３）虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（補助金の返還）

第１５条 補助決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（委 任）

第１６条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

 附 則

この要綱は平成２８年４月１日から施行する